

相 談

ヌートリアによる被害対策

〔相談要旨〕

川の土手に、ヌートリアが大きな穴を開けている。土手の崩壊防止や、農作物の被害を防止するため、何とかしてほしい。



回 答

相談を受けた行政相談委員は、役場の担当課を訪問し、その対応を依頼したところ、担当課からの「ヌートリアの生息数は、近年増加しており、思うように駆除ができていないので、今後は農業委員などにも、駆除の研修を受講してもらい、行政だけでなく、農業関係者にも協力してもらうことにより、駆除していきたい。」旨回答を相談者に伝えました。

【解説】

ヌートリアは南米原産の草食動物で、毛皮を目的に戦前から各地で飼育されていたものが、その需要の減少で、一部が屋外に放逐され、野生化したとされています。

地域に本来生息しない外来生物が持ち込まれることで、生態系や農作物に被害が発生しています。ヌートリアはこのような被害を及ぼすものとして、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。鳥取県でも、ヌートリアの個体数と生息域が拡大し、農作物への食害や、土手や畔に巣穴を開けるなどの被害が発生しています。

鳥取県では2008年3月に「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」を定め、各市町村では防除実施計画などに基づき、関係者と連携し、地域ぐるみで協力しながら、箱わなを設置して駆除するなどの対策を行っています。

【問合せ先】

ヌートリアを見つけた方や、被害を受けた方は、市町村役場の農業担当課や、鳥取県庁自然共生課（電話0857-26-7978）にお問い合わせください。